

国民健康保険税の税率改正について

1 税率改正に向けての背景

国民健康保険事業の財政運営の責任主体である三重県は、毎年度、県内全体の保険給付費の見込みを立て、その財源となる市町からの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」といいます。）の額を被保険者数、所得水準等を考慮して決定するとともに、市町が納付金を納めるための国民健康保険税を確保できるよう市町ごとの標準保険税率を算定・提示しています。

「第2期三重県国民健康保険運営方針」では、県内どの地域に住んでいても、所得水準及び世帯構成が同じであれば国民健康保険税も同じであることを目指し、健康づくりの推進、医療費の適正化、保険税の収納率向上等の取組を進めることとしています。

このため、各市町において、令和11年度までに各市町の保険税率（医療分、支援金分、介護分ごと）を標準保険税率に近づけるように取り組み、一定の幅（上限下限とも5%）を設けた上での標準保険税率への統一を行うこととしています。

2 令和8年度標準保険税率

区 分		令和8年度 標準税率 (A)	現行税率 (B)	比較 (A-B)	(参考) 令和7年度 標準税率
医療分	所得割率 (%)	6.96	7.60	▲ 0.64	7.56
	均等割額 (円)	30,295	33,000	▲ 2,705	34,642
	平等割額 (円)	19,838	21,600	▲ 1,762	21,436
後期高齢者支援金分	所得割率 (%)	2.85	2.90	▲ 0.05	2.84
	均等割額 (円)	12,341	12,000	▲ 341	12,097
	平等割額 (円)	8,081	8,400	▲ 319	7,944
介護納付金分	所得割率 (%)	2.45	2.50	▲ 0.05	2.48
	均等割額 (円)	13,008	13,200	▲ 192	13,023
	平等割額 (円)	6,369	6,600	▲ 231	6,420
子ども・子育て支援納付金分	所得割率 (%)	0.74		0.74	
	均等割額 (円)	1,106		1,106	
	平等割額 (円)	727		727	
	18歳以上均等割額 (円)	86		86	
合 計	所得割率 (%)	13.00	13.00	0.00	12.88
	均等割額 (円)	56,750	58,200	▲ 1,450	59,762
	平等割額 (円)	35,015	36,600	▲ 1,585	35,800
	18歳以上均等割額 (円)	86		86	

3 税率案について

(1) 税率案比較

区 分		税率案①		税率案②		税率案③	
		税率(額)	現行との比較	税率(額)	現行との比較	税率(額)	現行との比較
医療分	所得割率 (%)	7.60	0.00	6.96	▲ 0.64	6.90	▲ 0.70
	均等割額 (円)	33,000	0	30,300	▲ 2,700	31,800	▲ 1,200
	平等割額 (円)	21,600	0	19,800	▲ 1,800	20,400	▲ 1,200
後期高齢者支援金分	所得割率 (%)	2.90	0.00	2.85	▲ 0.05	2.90	0.00
	均等割額 (円)	12,000	0	12,600	600	12,000	0
	平等割額 (円)	8,400	0	8,100	▲ 300	8,400	0
介護納付金分	所得割率 (%)	2.50	0.00	2.45	▲ 0.05	2.50	0.00
	均等割額 (円)	13,200	0	13,200	0	13,200	0
	平等割額 (円)	6,600	0	6,600	0	6,600	0
子ども・子育て支援納付金分	所得割率 (%)	0.70	0.7	0.70	0.7	0.70	0.7
	均等割額 (円)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	平等割額 (円)	600	600	600	600	600	600
	18歳以上均等割額 (円)	90	90	90	90	90	90
合 計	所得割率 (%)	13.70	0.70	12.96	▲ 0.04	13.00	0.00
	均等割額 (円)	59,400	1,200	57,300	▲ 900	58,200	0
	平等割額 (円)	37,200	600	35,100	▲ 1,500	36,000	▲ 600
	18歳以上均等割額 (円)	90	90	90	90	90	90
内 容		現行税率ベース 余剰金見込み (約2,000万円)		標準税率ベース 基金取崩し見込み (約3,200万円)		令和7年度負担ベース 基金取崩し見込み (約2,000万円)	

(2) モデルケースによる比較

区 分	世帯所得	年 税 額 (円)						
		現行税率 (A)	税率案① (B)	比較 (B-A)	税率案② (C)	比較 (C-A)	税率案③ (D)	比較 (D-A)
①65歳以上74歳以下 1人世帯	43万円以下 (7割軽減)	22,400	22,900	500	21,700	▲ 700	22,200	▲ 200
		28,300	28,800	500	27,600	▲ 700	28,100	▲ 200
③現役40歳代夫婦と 6歳以上の子2人の 4人世帯	100万円 (5割軽減)	195,500	199,700	4,200	189,900	▲ 5,600	192,700	▲ 2,800
	200万円 (2割軽減)	398,400	409,800	11,400	389,100	▲ 9,300	394,000	▲ 4,400
	300万円	577,000	595,500	18,500	564,900	▲ 12,100	571,500	▲ 5,500
④65歳以上74歳以下 年金収入のみの 2人世帯	100万円 (5割軽減)	119,800	125,200	5,400	117,800	▲ 2,000	119,400	▲ 400
	200万円	284,800	298,700	13,900	280,900	▲ 3,900	284,100	▲ 700
	300万円	389,800	410,700	20,900	385,600	▲ 4,200	389,100	▲ 700
⑤65歳以上74歳以下 年金収入のみの 1人世帯	100万円 (2割軽減)	119,800	125,200	5,400	117,700	▲ 2,100	119,200	▲ 600
	200万円	239,800	252,500	12,700	236,800	▲ 3,000	239,100	▲ 700
	300万円	344,800	364,500	19,700	341,500	▲ 3,300	344,100	▲ 700

4 令和8年度亀山市国民健康保険税率について

三重県が本市に提示した令和8年度の標準保険税率は、三重県全体の保険医療給付費が令和7年度に比べ▲2.97%の伸び率になるとの見込みから、本市の納付金が大幅に減額（前年度比約7,600万円減）されたことに伴い、令和8年度から新設される子ども・子育て支援納付金分を勘案しても現行保険税率と比べ低く設定されています。

そのような状況の中、税率案①のように、現行保険税率に子ども・子育て支援納付金分を上乗せし、被保険者にさらなる負担をかけることは望ましくないと考えます。

また、税率案②のように、標準保険税率を参考に保険税率を改正した場合、県が標準保険税率の算定に用いる収納率と実際の収納率に乖離があるため、不足額が生じ、基金を取り崩すこととなりますが、取崩し後の基金残高を考慮すると次年度以降の事業運営の持続性が危惧されます。

このようなことから、新たに子ども・子育て支援納付金分を賦課する中、被保険者の保険税負担や今後の国民健康保険事業の運営等を考慮し、税率案③のとおり医療分の保険税率を改正することにより、被保険者への保険税負担を令和7年度程度に留めるとともに、基金の取崩し額を最小限に抑えることで国民健康保険事業の安定を図ってまいりたいと考えます。

ただし、税率案③については、基金繰入金を差し引いた単年度収支が赤字となるため、今後も引き続き収納率の向上、保健事業の精査や医療費の適正化などに取り組み、被保険者が安心して医療を受けられるよう持続可能な事業運営に努めてまいります。

【参考】令和8年度国民健康保険事業費納付金

区 分	令和8年度納付金額 (A)	令和7年度納付金額 (B)	比 較 (A-B)
三重県（全体）	41,695,765,018 円	44,476,263,457 円	▲2,780,498,439 円
亀 山 市	1,056,986,310 円	1,132,868,014 円	▲75,881,704 円